

第3回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会 会議録

日 時： 令和8年（2026年）4月20日（月）14時00分～16時00分

会 場： 鎌倉市役所 2階 201会議室

出席者： 梅川委員長、山下副委員長、海津委員、奈須委員、進藤委員、井上委員、薄井委員（全委員出席）

事務局： 観光課 中澤課長、細萱担当係長、大野担当係長
市民税課 齋藤課長、窪寺課長補佐

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第3回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会を開催いたします。次第に基づいて会議を進めさせていただきますが、本日は7名全ての委員にご出席をいただいておりますので、本委員会の設置要綱の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

（事務局）

議題に入る前に「鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会設置要綱第5条第3項」の規定に基づき、梅川委員長に代理で進行をお願いできればと思います。

（委員長）

承知しました。ここからの進行を務めさせていただきます。

議題「（1）前回の検討委員会の振り返り、（2）課税要件、補助制度等について、（3）税収の使途について、（4）使途（使い道）の内容について」の4点を、事務局からご説明をお願いします。

事務局 ー議題「（1）前回の検討委員会の振り返り、（2）課税要件、補助制度等について、（3）税収の使途について、（4）使途（使い道）の内容について」説明ー

（委員長）

ありがとうございました。では、これから意見交換に移ります。

今説明があったように、前回3月31日の会議以降、鎌倉旅館組合の会員を中心にヒアリングをしていただいたと伺っています。

また、次回の第4回が最終の会議の予定ですので、各事項について個別に確認を進めていきたいと思いますが、委員から何かございますか。

(副委員長)

最終的には個別の課税要件は、宿泊施設の方々がどう思われるかという点に尽きると思います。そういった意味で、改めてこの場でも鎌倉旅館組合に属される井上委員や薄井委員に、ご意見をいただいた方がいいと思います。

(事務局)

ご意見をいただく前に補足いたしますが、今後事務局がまとめる報告書には、井上委員や薄井委員のご意見が市内の全ての宿泊事業者の総意のように聞こえてしまうのは避けたいため、そうではないという趣旨の記載は盛り込むつもりです。

また、これまでも両委員からご意見を頂いていますとおおり、あくまで宿泊事業者の負担軽減の視点でのご要望や、今後も他の宿泊事業者の方々の意見を吸い上げていった上で、市には慎重に制度導入を検討してほしい、というご意向は報告書に表現したいと思います。

(委員長)

特に井上委員や薄井委員は、組織を背負うような見え方になるのはつらいと思います。あくまで、諸状況を考えながら、両委員としてはどう考えるかといったかたちでご助言をいただくということでもいいと思います。

(委員)

あくまでもこの制度の対象は、宿泊客だと考えます。簡易宿泊所でも仕事でくる方もいれば、観光客もいます。そこでビジネスのお客様からは宿泊税を取らないということだと、やはり公平性に欠けると思います。私の意見としてはやはり全ての人の宿泊に対して、課税免除は設けずに対象とした方がいいのではないかと思います。

(委員)

今、最近の流行の中で、ワーケーションもあるじゃないですか。そういった意味で、その滞在が本当に仕事のみかどうかを証明するのは困難だと感じます。連泊しても週末は泊まらずに自宅に帰るなどであれば、課税はしなくていいかもしれませんが、仕事か観光かを厳密に区別することは現場としてなかなかできないのではないかと思います。

(委員)

同じ意見です。

低廉な宿泊価格であれば免除してほしいというお気持ちはわかりますが、もう今は全国的に見ても宿泊金額は少しずつ高額になってきています。それは人件費が原因であったり、物価高騰とかそういった要因もあるので、価格を上げざるを得ないという状況と理解しています。そういった状況の中で、市内には様々な価格帯、規模の宿泊施設があります。そう

なるとやはり一定の宿泊料金以下は免除というのは、不公平感を逆に感じてしまうところがあります。免税点は設けないっていうご意見の方が、公平性というところでは優れているのかなと思います。

(委員長)

免税点については設けないが、この場の議論の結論と致します。

続いて、課税免除はいかがでしょうか。特にやはり修学旅行生が気になる点ですかね。

(事務局)

前回お伝えしたように、定量的な数値は無いのですが、意見交換会の中では修学旅行生は少ないという印象を聞き取っています。

(委員長)

もう1点気になる点として、入湯税の条例での年齢制限はあるのでしょうか。

(事務局)

年齢についてですが、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を免除対象としています。ただし鎌倉市内で入湯税の課税対象となるのは、現時点では2施設のみです。

(委員)

該当する宿泊施設のみだけかもしれませんが、添い寝だけのお子様にも、施設使用料として一定額を頂いていますが、この場合の扱いはどうなるのでしょうか。

(事務局)

先行事例の扱いでは、契約上、宿泊契約の料金とされている場合、宿泊税の対象としています。そういった細かな様々なケースにつきましては、先行事例でも整備されているように、宿泊事業者様にとって、なるべくわかりやすいように手引きを作成していきたいと思えます。

(委員)

コロナ禍の時期に、接種証明書の確認等に結構手間がかかった記憶があります。そこからすると、課税免除は証明書や学生証の提示等、確認作業に手間に感じてしまいます。

(委員長)

そういった細かなケースを想定していくと、やはり課税免除も設けない、を結論としたい

と思います。

(副委員長)

やはり最初の3年まずやって、その後5年の見直しが一般的ですが、福岡でもやはり3年ごとに見直した方がいいんじゃないかって議論はあります。

どんどん社会状況も変わっていきますし、様々な課題も出てきますし、施策のあり方を見直した方がいいという点では、5年はちょっと長いと感じてしまいます。

(委員長)

そうですね。事務的に考えれば、3年おきは役所の方としても事務が大変という部分もあると思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

期間については、一旦本日の内容をパブコメでお示しし、意見を頂いていこうと思います。

(委員長)

税額・税率に移りましょう。事務局案はここにありますが300円という一律定額制ですけれども、その他にも段階的定額制があれば、定率制の自治体もあります。

(副委員長)

300円の一律定額制でいきたいという、ここまでの経過を踏まえた事務局の意向は承知しています。ですが、一律定額制は事務負担が軽いという点では確かに優位ですが、他よりは公平な制度ではないです。

例えば定率制だったら7000円の宿の場合は210円で、2万円の宿からは600円と、公平に課税できます。段階的定額制に関しても、資料では500円や1000円とあり、これはミスリードですごく高く見えますが、2万以下は200円、2万円以上は500円とすると印象が変わってきます。

そういった各税額・税率のメリットをしっかりと提供した上で、パブコメ等の今後の検討を進めていただきたいと思います

(委員長)

制度導入後の将来的な検討でも、この点は社会状況を踏まえて検討していただきたいと思います部分ではあります。

(委員)

これを決めていくにあたっての視点ですが、今の議論しているのは宿泊事業者の負担と

どうか、視点でしかなくて、実際払うのは泊まる人です。その宿泊者がどうかっていう視点があんまり議論になってないので、これを決めていくにあたり、何か参考になる情報はありますか。

(副委員長)

よく利用者アンケートとして、そこに来ている人にどれぐらいの税額まで許容しますかというアンケートは、全国でも取られています。それを見ると、500円とか1000円ぐらいまでいいですって声は多いです。地域のためになるならば、宿泊税が導入されたから、その場所に行くことをやめますか、という問いについても、ほとんどの人がそれはやめませんという回答です。

あちこちのアンケートでもそういった結果が出ています。先行導入されたエリアでも、宿泊客が減ったという事実もないです。宿泊者の目線でいくと、今議論している範囲は、許容内と言えるのかなと思います。

(委員長)

納税者の税負担能力を調べるものである担税力調査をついこの間、富士河口湖町でやっていたのですが、500円が一番多かったです。

やはりその税が何に使われるのかわからないっていうのが一番嫌がられます。ちゃんと明確なこういうところに使われているんだってことが理解できれば、かなり今の消費者っていうのはこういうところに関しての理解は高いという感じはしますよね。

(委員)

具体的にはどのような方法で税額を決めて、どのように徴収というか、払わせる仕組みとされているでしょうか。

(事務局)

税額については、課税対象となる宿泊料金からそれぞれの税額や税率を用いて計算します。

徴収方法については、先行事例の手引きでは各事業者様にとって都合のいい方法で徴収をしてくださいという回答でした。これは、現時点は宿泊事業者が使用するシステムが宿泊税に対応しきれていないという実態があるためです。

この点は、今後導入に向けた検討を進める中でも情報をタイムリーに集めていきたいと思っています。

(副委員長)

もうこれだけ宿泊税は導入されてきているので、すでに様々な先行事例があります。宿泊

施設が使用している会計システムによるところはありますが、改修に関してはそこまでハードルは高くないと思います。定率制でも簡単に計算できる仕組みもあります。

あとは事前決済のときに、旅行会社側は、宿泊税を代理で徴収しませんので、現地払いが原則です。福岡で聞いた事例では、あるホテルでは、チェックイン時に宿泊税だけを徴収するのはオペレーション的に手間なので、宿泊税込みの宿泊料金の体系にしているとのことでした。宿泊税分をだけを現金ではなく、QRコード決済等で払ったり、カードで払ったりする人もいるので、その手数料についての考え方は、それぞれの宿泊事業者さんの経営判断ということになります。通常、特別徴収義務者である宿泊事業者には、徴収した金額の2.5～3.5%程度の宿泊税報奨金の制度がありますが、その他の宿泊事業者への様々な支援を総合的に鑑みて、先行して導入された地域の宿泊事業者さんには対応を判断されています。

いずれにしても、顧客管理も含め、宿泊税まで計算して徴収するっていうシステムを提供している会社もありますので、宿泊税の導入のタイミングで、自治体がシステム導入コストの補助を活用して、経営の効率化につなげるべくデジタル化を進めていくという考えで、ご理解をいただく必要もあるのではないかと思います。

(委員)

やはり税収が多い方がその分観光振興も図れると思います。一律定額制から他の税率に見直しを図ったような事例はありますか。

(副委員長)

東京都は今後定率に移行予定ですし、ニセコの事例があります。

(委員)

税率・税額について、現場でのミス不安についてのご意見は、おそらく宿泊する前に案内していた情報が実際止まった後に税額を計算してみたら異なっていたということも想定されての回答だったのではないかと思います。

(副委員長)

やはりわかりやすさから段階的定額制や一律定額制が多く選ばれていますが、宿泊税そのものがどんどん導入されていっている現状がフェーズ1だと捉えています。これから沖縄県や山形市が定率制での導入を予定してしたり、東京都が定率制に移行している動きがまさに宿泊税導入におけるフェーズ2の展開だと思っています。

(委員長)

今の議論を踏まえ、今後の見直しも含めて、まずは一律定額制でいく、が現時点の結論としたいと思います。

ただし、神奈川県が導入をするとなった場合、棲み分けなどより煩雑になるケースを多く聞いているため、その動向は注視してください。

次に罰則規定ですが、これは地方税法等に対する罰則が適用とのことですので、特段ご意見が無ければ事務局案としたいと思います。

次に補助制度ですが、システム改修補助と交付金について前回の会議資料では初年度に1億程度を使うという試算であったと思いますが、初期の補助についてはやむを得ないと思うため、先行事例と遜色ないように実施していただきたいとは思っています。

(事務局)

先行事例では、システム補助の活用率は4割程度だったとの話があります。

京都の事例を聞いた際には、あまりシステムを改修しなくても対応が出来てしまったという話も聞いているため、その点は引き続き情報を集めたいと思います。

(委員長)

アンケートではそこまで高額な回答は無かったと伺いましたが、システム改修の費用感についても、今後しっかり情報を集めて補助制度に反映していただきたいと思っています。

(副委員長)

福岡の事例ですが、他言語で外国人向けの AI サポート等の DX 化に関する補助金や宿泊施設の改装に関する補助等を行っています。宿泊施設が頑張りたくなるような支援をしていただき、それがまた税収増になるという循環を作っていただきたいです。

(委員長)

続いて、鎌倉市での宿泊税における「税収の使途」についてはいかがでしょうか。

—委員特に意見無し—

こちらは特にご意見が無いため、変更後案の内容と致します。宿泊税は普通税では無いので、しっかりここまで議論を踏まえた目的が記載されていると思います。

次に使途の案はいかがでしょうか。

(副委員長)

ドローンを飛ばす等は一過性の懸念があります。閑散期対策、平日対策、日曜日の夜の宿泊支援が効果的と思っており、週末のイベント等にはあまり使わない方がいいと感じます。全体的な考え方としては、ちゃんと効果測定ができるものに絞った方がいいと思います。また、内部コンテンツの開発も重要です。もっと住民の人に参画をしていただいたり、事

業者さんと関わり合いを作っていく必要があると思います。例えばメトロポリタンさんが朝のウォーキングツアーをやっておられますが、ああいった事業をもっと広げるための取り組みがいいと思います。

また、飲食店が多いエリアから離れた宿泊施設への送迎に関しては、タクシー会社さんとの連携みたいなものはいいと思いますが、バスは走らせるとなると費用対効果が悪いと聞いています。なるべく公共交通機関にも協力していただきながら、いわゆるナイトタイムエコノミーの拡大をやる取り組みが好ましいです。

宿泊税の歳入があるって言うてもそんなに潤沢にはありませんから、民間企業の方々との連携でやっていくしかないと感じます。

(委員)

第4期の観光基本計画を作っていた時から課題と言っていた点ですが、現状宿泊者についての統計が鎌倉市に無いことです。なので、宿泊している方々の満足度を測るという目的でもいいので、どういうところに泊まってらっしゃって、どんな体験をされているのかといった情報を取っていくことも必要と感じました。

(委員)

私も単発のドローンというのはエリア性もあり、恩恵を受けない方が多いのではと感じます。

最近の観光客の方が大きなスーツケースを持って市内を歩いていることが非常に多いと感じています。なので、そういった方の荷物を宿泊施設に届けてあげるサービスであったり、観光協会で預かっている荷物を観光協会の収入が減らないような仕組みを作りながら直接宿に送ってあげるようなサービスを検討してみたらどうかと思います。

また、お土産を買ってもらったところで、そのお土産をホテルまで届けてもらえば、手ぶらで観光ができます。

(委員)

お荷物の件は非常にありがたいと感じます。ちょうど昨日お客様と、重い荷物を持ちながら市内を観光してしまったと話をしていました。観光協会さんにお預けするサービスもありますが、もう少しそういった支援を活発にやっていただくと、手ぶらで巡っていただきたい場所もたくさんありますし、宿泊だからこそ行っていただきたいところもたくさんあるので、それは非常に大きいと感じます。

(委員)

鎌倉という土地柄、例えばお寺とか神社の方々にも協力していただき、何か宿泊に繋がる事業があってもいいのかと思います。

(委員長)

観光基本計画の4つの目標ごとに分類して並べるとより分かりやすいと思います。

(委員)

オーバーツーリズム対策としても、荷物大きな荷物を持たないで観光できるのはすごく効果的に感じます。

また誰が見ても宿泊事業を促進するということで、朝と夜に賑わいを与えるという点は特に進めていただきたいです。

そういう話をするときに、二次交通も重要です。専用のバスを走らせるとかっていうのは、運転手不足の話があります。タクシーを増やすこと自体もなかなか難しいと聞いており、うまく既存の二次交通を活用できるいいと感じました。

(委員)

災害が起きたときにホテル等は、一時避難所的な存在として考えられる部分があります。ただ、現状では自社の従業員と、泊まられているお客様をカバーするぐらいしか用意はできてない状況にあります。

私どもも住民の方々と防災に関する話をする際には、そういった要望をいただくのですが、実際にことが起きたときに、おそらく十分なものを提供できないと思います。

3.11 のときも、当時のお話を聞くと住民の方々が一旦ホテルのロビーに集まれたというお話を聞いておりますので、そういった有事の備えでも活用できるといいのかなと感じました。

津波関連の警報等が出たりすると、お客様からの問い合わせもすごいです。それで宿泊がキャンセルになることもありますし、海が近くにあるってということが、もちろん大きなメリットではありますが、時にデメリットになることもあって、その対策が市内の宿泊事業者もできているんですっていうのが大々的に謳えたらすごくプラスになります。

(副委員長)

そういった様々な使途を有効に使っていくためにも、やはり基金化についてもしっかり検討していただければと思います。

(委員長)

そうですね。引き続き宿泊事業者の理解を得るためにも、有効で魅力的な使途の検討、基金化、例えば大宰府の駐車場への課税のように宿泊税以外の受益者負担についても、継続してしっかり検討して行ってほしいと思います。

さて、会議終了時間になりましたので、他にご意見等なければ、最後に議題（５）その他について、事務局からお願いします。

事務局　—(5)今後のスケジュール案について説明—

(委員長)

ありがとうございます。

第3回の検討委員会はこれで終了にしたいと思いますが、次回は5月1日となりますので、皆さん宜しくお願い致します。